

警報発令時の臨時休業等について

対象となるのは泉佐野市に「暴風警報」または「大雨警報」が発令された場合です。

I 登校前について

- 午前7：00現在 発令中の場合・・・**自宅待機**とします
- 午前8：30現在 発令中の場合・・・**臨時休業**とします
※学校給食は中止となります
- 午前7：00以降、午前8：30までに警報が解除された場合・・・**通常の授業**を行います
※学校給食は実施します

II 登校後について

- 台風の接近に伴い発令された（今後状況が悪化する）場合・・・**一斉下校**します
※10時30分以降に発令された場合、給食実施後 一斉下校します
- 台風の接近がなく発令された（一時的・局地的）場合・・・**通常の授業**を行います

◆ただし、天候等の状況により、児童の安全を考慮しつつ、下校について決定します。

*警報発令の有無にかかわらず、災害発生や交通遮断等による臨時休業は、校長の判断で行う場合があります。

*台風の接近がなく発令された（一時的・局地的）場合は、通常授業を実施しますが、局地的な集中豪雨等で地域的に危険性が高いと考えられる場合は、一斉下校を実施する場合があります。

その場合には、メール等にてお知らせいたします。